【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券　、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券　、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、総理府令で定めるものを除く。）又はその他総理府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては総理府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、総理府令で定めるものを除く。）又はその他総理府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては総理府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、大蔵省令で定めるものを除く。）又はその他大蔵省令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、大蔵省令で定めるものを除く。）又はその他大蔵省令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第五項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、大蔵省令で定めるものを除く。以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百六十六条第五項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、大蔵省令で定めるものを除く。以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百九十条の二第五項第四号及び第百九十条の三第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されている株券（外国法人の発行する証券で株券の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（これらの有価証券のうち大蔵省令で定めるものを除く。以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百九十条の二第五項第四号及び第百九十条の三第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されている株券（外国法人の発行する証券で株券の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）の発行者である会社の発行する株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（これらの有価証券のうち大蔵省令で定めるものを除く。以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百九十条の二第五項第四号及び第百九十条の三第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されている株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（第八条第一項第一号に規定する株券等の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】

（改正後）

（公開買付けに準ずる行為）

**第三十一条**　法第百九十条の二第五項第四号及び第百九十条の三第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されている株券（端株券を含む。以下この条において同じ。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（第八条第一項第一号に規定する株券等の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（改正前）

（新設）